一〇、日本ペプシコ株式会社及び関東ペプシコーラ販売株式会社に対する件

昭和五五年（排）第三号

排除命令

東京都港区赤坂一丁目九番二〇号
日本ペプシコ株式会社
右代表者　代表取締役　フランシス・ケリー・ジュニア

東京都港区六本木二丁目四番五号
関東ペプシコーラ販売株式会社
右代表者　代表取締役　ジェイ・ポール・バリー

公正取引委員会は、右の者らに対し、不当景品類及び不当表示防止法（以下「景品表示法」という。）第六条第一項の規定に基づき、次のとおり命令する。

主　文

一　日本ペプシコ株式会社及び関東ペプシコーラ販売株式会社は、今後、その販売する商品について懸賞により景品類を提供する場合、景品類の価額の総額が、当該懸賞に係る取引の予定総額の一〇〇分の二を超えるものを提供してはならない。

二　前記二社は、共同して、関東ペプシコーラ販売株式会社の販売地域における一般消費者を対象に、昭和五四年六月一九日から同年一二月二九日までを期間とし、「スーパーマンホルダープレゼント」と称して行った懸賞による景品類の提供が、景品表示法第三条の規定に基づく「懸賞による景品類の提供に関する事項の制限」（昭和五二年公正取引委員会告示第三号）第三項の規定に違反したものである旨を、速やかに公示しなければならない。この公示の方法については、あらかじめ、当委員会の承認を受けなければならない。

三　前記二社は、今後一年間、一般消費者を対象に、前記制限告示第一項第一号又は第二号の方法により景品類の提供を行うときは、あらかじめ、当委員会に届け出なければならない。

四　前記二社は、第二項に基づいて行った公示について、速やかに、文書をもって、当委員会に報告しなければならない。

事　実

一　日本ペプシコ株式会社（以下「日本ペプシコ」という。）は、肩書地に本店を置き、「ペプシコーラ」及び「ミリンダ」という商標名の清涼飲料水の原液並びに「パティオ」という商標名の清涼飲料水を製造し、これらを関東ペプシコーラ販売株式会社その他のペプシコーラ、ミリンダ及びパティオの製造販売業者に一手に供給している事業者であって、ペプシコーラ、ミリンダ及びパティオの製造販売業者に対し、当該商標の使用を許諾し、右商品の製造方法、製造技術、販売業務等について統一的に指導監督を行い、また、右商品の宣伝広告も、これら製造販売業者らと共同して行っている。

関東ペプシコーラ販売株式会社（以下「関東ペプシコーラ販売」という。）は、肩書地に本店を置き、日本ペプシコから供給された原液等により、東京都、千葉県及び神奈川県の地域において、ペプシコーラ、ミリンダ、パテ

ィオ等の製造販売業を営む事業者である。

二　日本ペプシコ及び関東ペプシコーラ販売は、共同して、関東ペプシコーラ販売の販売地域における一般消費者を対象に、「スーパーマンホルダープレゼント」と称し、関東ペプシコーラ販売の販売するファミリーサイズのペプシコーラ、ミリンダ・オレンジ、ミリンダ・レモンライム及びレギュラーサイズのペプシコーラについて、それぞれの一部の王冠の裏に「ヒット賞」、「¥一〇〇〇」、「¥一〇〇」、「¥五〇」、「¥二〇」又は「もう一本（中味）」と印刷し、昭和五四年六月一九日から同年一二月二九日までを期間とし、期間中に右商品の購入者のうち「ヒット賞」と印刷された王冠を当てた者には「スーパーマンホルダー」（六〇円相当）、「¥一〇〇〇」と印刷された王冠を当てた者には現金一、〇〇〇円、「¥一〇〇」と印刷された王冠を当てた者には現金一〇〇円、「¥五〇」と印刷された王冠を当てた者には現金五〇円、「¥二〇」と印刷された王冠を当てた者には現金二〇円、「もう一本（中味）」と印刷された王冠を当てた者にはレギュラーサイズのペプシコーラ一本（五〇円相当）、総額二億二二八八万六〇〇〇円相当の景品類を提供することを企画し、この企画に基づき、右商品を販売した。

なお、両社は、当委員会の調査開始後、右企画を中止し、この旨を昭和五四年九月、関東ペプシコーラ販売の取引先小売業者に通知した。

三　日本ペプシコ及び関東ペプシコーラ販売の前記懸賞に係る取引の予定総額は、二七億五九一三万円であるから、懸賞により提供することができる景品類の価額の総額は、五五一八万二六〇〇円である。したがって、前記景品類の価額の総額は、この制限を超えるものである。

法　令　の　適　用

前記事実によれば、日本ペプシコ及び関東ペプシコーラ販売の行為は、景品表示法第三条の規定に基づく「懸賞に

よる景品類の提供に関する事項の制限」第一項第一号に該当する方法による景品類の提供であって、同制限告示第三項の規定に違反するものである。

よって、主文のとおり命令する。

昭和五五年三月一三日

公正取引委員会

委員長　橋口　收

委員　熊田淳一郎

委員　野口一郎

委員　後藤英輔

委員　早川晴雄